

こども家庭支援室等との連携

須磨区保健福祉部保健福祉課 課長（保健担当）
須磨区こども家庭支援室 推進課長

尾崎 明美

こども虐待は、こどもの心身に深刻な影響を与えるため、未然防止・早期発見が重要です。

こどもを虐待から守るためには、地域の方々やこどもの施設等の「予防」「気づき」「支援」が不可欠です。

こどもやその保護者への支援を開始するためには、虐待（の疑い）や、家庭のSOS に周りが早く気づくことが、こどもを守り、子育てに悩む保護者への早期支援へつながります。



区こども家庭支援室とは

1. 設置場所

各区役所に設置。窓口（事務局）は保健福祉課こども家庭支援担当（区保健担当ライン）

2. 組織

プロジェクト組織（平常は各部署の業務に従事し、こども虐待の対応については直ちに集結。情報共有し、支援の方向性を統一して、各々の役割分担を明確にしながら対応をすすめていく）

本部長（区長）、こども家庭支援室長（保健福祉部長）、保健・福祉・生活支援等の所管の職員

3. 役割

こども虐待への対応

こども虐待の家庭、虐待とは断定できないが今後虐待に発展する恐れのある家庭（要観察家庭）、出産後の子どもの養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（特定妊婦）への支援

こどもの健全育成

母子保健事業の中での支援

すべての子育て家庭を対象とした事業が多く、予防、早期発見・対応を行う

子育てネットワークの運営、人材の育成

地域の子育てに関わる関係機関や団体の連携を図り、健全育成支援ができる体制の整備、研修等の人材育成
すくすくサポート事業

こどもサポーターが乳幼児を持つ親との交流の機会を増やし、地域で子育て家庭を支援していく体制を整備
連絡会の開催や子育てサークル等への支援などを実施

啓発 等

区保健担当ラインにおけるこどもの健全育成・虐待予防

発生予防から虐待を受けたこどもの自立に至るまでの切れ目のない支援

ポピュレーションアプローチ（母子保健による支援）

（妊娠期）

- 母子健康手帳交付時の面接
- 妊婦への保健相談、8か月時の面談
- 医療機関との連携
- ホームヘルプサービス など

（出生後）

- 新生児訪問指導事業
- 乳幼児健診（4か月、9か月、1歳6か月、3歳）
- セミナーや教室
- 医療機関、こどもの施設、子育てサークル等との連携
- ホームヘルプ、産後ケアサービス
- 親支援グループ療法、個別カウンセリング事業など

地域との連携

上記保健事業や区役所の他部署、地域の施設、住民、警察などからの情報から把握



こども虐待ハイリスクアプローチ（要対協による支援）

こども家庭センター、関係機関等、要対協での連携

区要保護児童対策協議会の家庭として対応

- 身体的、性的、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待の家庭
- 特定妊婦（出産前からの支援が必要と認められる妊婦）
- その他要観察家庭（虐待の定義には当てはまらないが、今後虐待に発展する可能性がある）

要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

★役割

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため
児童に関わりのある関係機関が連携し、情報や
考え方を共有する

★構造

代表者会議（年1回）
実務者会議（対応の検討や進捗管理 月1回）
個別ケース検討会議（適宜）

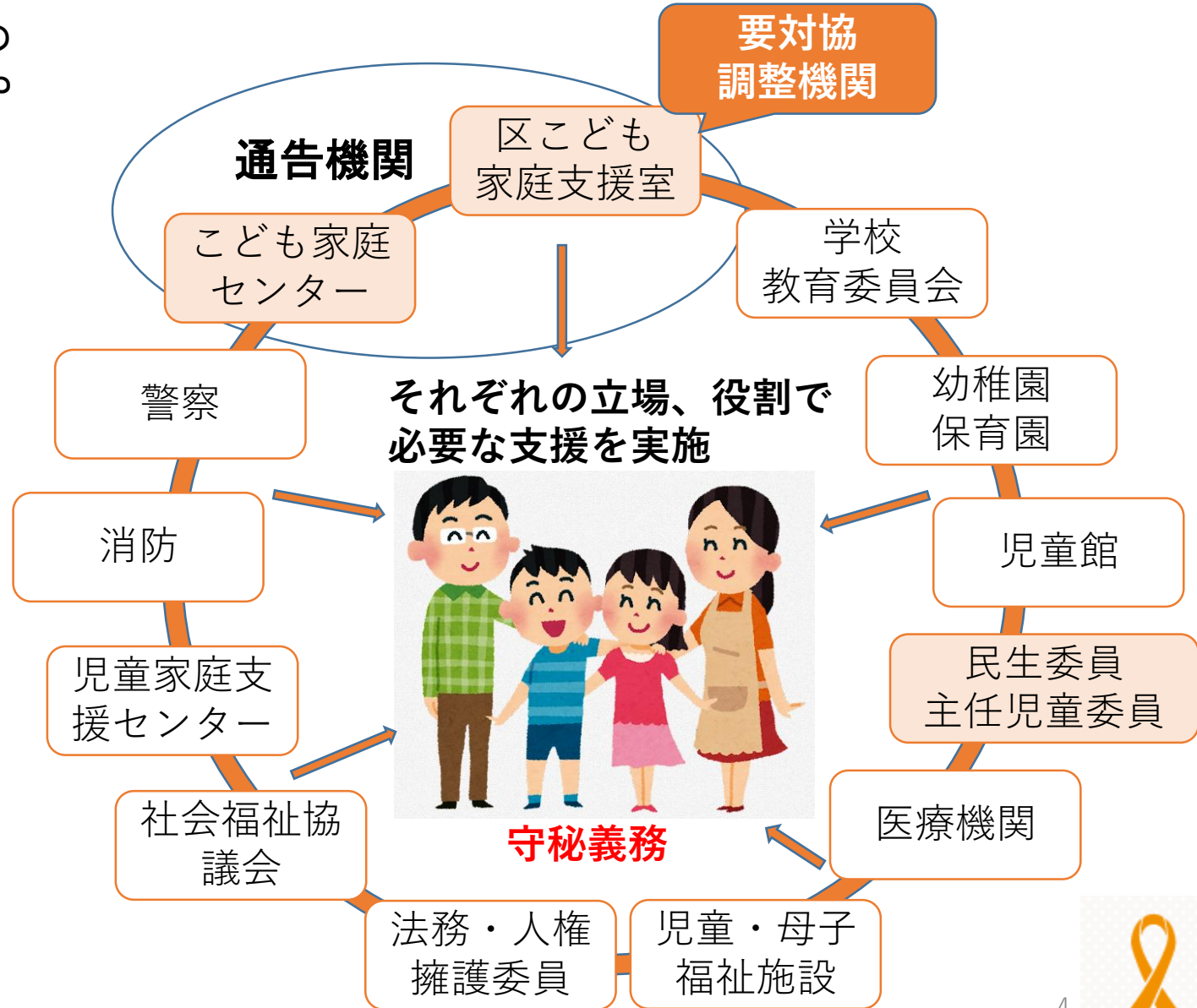
★児童福祉法の位置づけ

構成機関に守秘義務が課されるとともに、
要対協は関係機関に対し、資料や情報の提供、
必要な協力を求めることができる

* 要対協からの依頼に基づいた情報提供は、
守秘義務、個人情報保護に係る規定違反に
ならない

★構成員

主任児童委員は、要対協のメンバー
調整機関は「区こども家庭支援室」



子どもサポーターへお願いしたいこと

1. 見守ること（発生予防・支援）
2. 気づくこと（早期発見をする）
3. つなぐこと（早期対応、連携へつなげる）
4. 見守ること（再発予防・支援）



見守ること 気づくこと

1. 見守ること（発生予防・支援）

子育てサークルや登下校時の見守りなどの地域活動において、学校や児童館、保育所、区役所等の関係機関と連携を図りながら、子育ての相談に応じるなど保護者を支援する。

子育ての悩みやしんどさの聞き役になったり、うまくできている部分を伝える等サークルに誘ったり、支援制度の紹介、区役所等へのつなぎ

こどもサポーターは



- ・ 保護者のこどもへのかかわり方や親子関係を把握し、親子の様子の変化などに気づき、自然に声をかけ支援することができる
- ・ 普段から学校や児童館等と顔の見える関係づくりができ、いざという時にスムーズな連携ができる

2. 気づくこと（早期発見）

虐待はどこにでも起こりうるという認識に立ち、日頃の地域活動の中で「何か変だ」「何か気になる」という**異変や違和感を見逃さない**ようにしましょう。不自然さこそ最も重要なサインです。

学校の教職員や医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある人は、こどもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに**神戸市こども家庭センター**や**区こども家庭支援室**に**通告**しなければならない。（児童虐待防止法）

こどもサポーターは

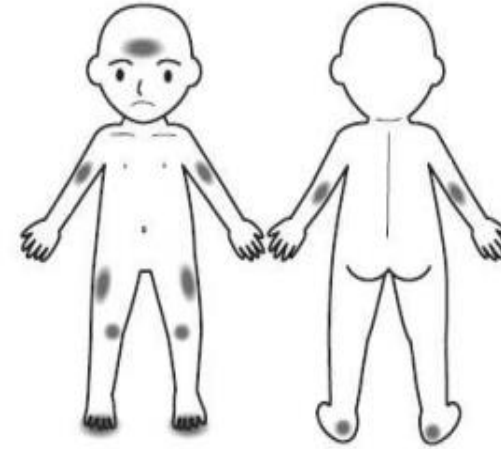


- ・ 登下校の見守りなどにより、子どもたちの表情や元気さ、友達との関係、登校状況が把握できる
- ・ 地域で生活、活動する中で、こどもの泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえる、遅い時間にこどもが一人で外に出てうろろしているなど気づくことができる

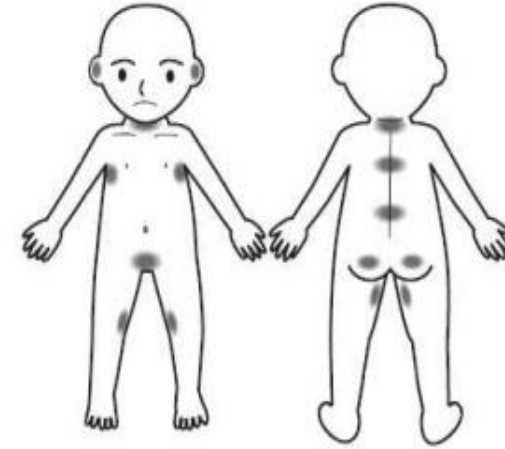
気づくこと ～こどもの様子から虐待に気づくポイント（例）～

外傷

- 多数の打撲あとや傷がある、けがが繰り返しておこる
- 不自然な場所に外傷がある
（お腹、背中、目、首、耳、性器や肛門のまわりなど）
- アイロンやたばこが原因と思われる火傷
- 外傷の原因がこどもの月齢、発達とあっていない など



〈事故でけがをしやすい部位〉



〈虐待によるけがが多い部位〉

発育や発達の遅れ

- 病気以外で低身長や低体重など発育の遅れがある
- 親とのかかわりが少ないため、言葉や運動発達に遅れがある

こどもの身なりや様子に違和感がある

- 着替えや入浴が殆どされていない、爪が伸びている
- 給食をががつ食べたり、食べ物に執着する
- 体に触れようとすると身構えたり嫌がる
- 表情が乏しい、元気がない
- 自分に構ってくれる人を独占したがる、過度のスキンシップを求める
- 落ち着きがなく過度に乱暴だったり、自分より弱い友達に対して威圧的、暴力的である
- 保護者が不在で、年齢の小さいこどもだけで家にいる
- 家に帰りたがらない、夜遅くまで遊んでいたたりウロウロしている、閉め出されている
- 必要以上に丁寧な言葉遣いや挨拶をする

例以外でも、何か違和感がある、
気になるという「勘」は大切！

気づくこと ～親の様子から虐待に気づくポイント（例）～

こどもに対する関わり

- 接し方が乱暴で威圧的、体罰を肯定する。人前で子どもを怒鳴ったり叩いたりする
- こどもに対して拒否的であったり冷たい、かわいくない、いらぬなどの発言がある
- こどもに対し無関心、食事や入浴、受診などを適切にさせず放置している
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている

親自身の様子

- こどもの様子に興味を示さない
- こどもの外傷などについての説明に不自然なところがある
- こどもや家族のことを話すと嫌う
- 些細なことでも激しく怒るなど感情や行動のコントロールができない、精神的に不安定
- アルコール依存症や精神疾患が疑われる、子育てに強い不安がある
- 親自身にあざや傷がある

家庭の様子

- けんかの声がよく聞こえるなど、夫婦仲や祖父母等との関係が良くない
- 近所からいつも親の怒鳴り声やこどもが泣き叫ぶ声が聞こえる等の情報がある
- 家の中が荷物やごみであふれている、異臭や害虫が発生している
- 失業中、若年など経済的に苦しい様子
- 再婚や交際相手ができ、普段見かけない人が頻繁に家に入出入りしている
- こどもの姿を最近見かけない



つなぐこと ～区こども家庭支援室への相談・情報提供（通告）～

何か気になる家庭があったら、もしかして虐待かもと気づいたら、

まずは、電話で **区こども家庭支援室（地区担当保健師でもかまいません）** へ、相談してください。

- ・ 確証がなくても、誤りであったとしても責任はとわれません。また守秘義務違反にはあたりません
- ・ 様子を見るのは、ひとまず相談してからにしましょう。相談は、子どもを守るだけでなく、子育てに悩む保護者への支援につながります
- ・ 一人で抱え込まず、民児協会長や他の主任児童委員（こどもサポーター）、民生委員へも相談してみましよう
* 家族や友人等へ相談するのは、守秘義務違反です！

下記のような緊急性がある場合は、**こども家庭センターに連絡（通告）**してください

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子どもが帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

* 通告を受けた区やこども家庭センターは、通告者やその内容について秘密を守る義務があるので、保護者を含めて対外的に明かすことはありません（児童虐待防止法第7条）

神戸市こども家庭センター（児童相談所） 078-599-7300（平日8時45分から17時30分）

児童相談所虐待相談ダイヤル（189）（全国共通・無料・毎日24時間対応）

「189（いち・はや・く）」の電話番号にかけると、子どもの住む場所を管轄する児童相談所につながります。

各区こども家庭支援室 専用ダイヤルがあります 平日8時45分から17時30分

つなぐこと ～相談する際に伝えてほしい情報～

把握できる範囲の情報で良いです。こどもサポーター自らが保護者等に事実確認する必要はありません

- ①こどもサポーター自らの情報か、地域住民からの情報か（わかれば氏名、住所、電話番号等も。匿名も可）
- ②こども・保護者の氏名、年齢、所属や職業など
- ③家庭の状況（家族の関係、きょうだいや同居する家族、経済状況についての情報など）
- ④普段の地域での様子（親子の様子、他児との遊びや関わりの様子、その他不自然な点など）
- ⑤気になる、虐待かなと思う状況（外傷、こどもの泣き声や親の怒鳴り声、身体や衣服の汚れなど）や、いつからか、頻度、こども自身がどのように説明したかなど

こどもへの対応のポイント！

- ・誘導にならないよう「はい」「いいえ」で答える質問ではなく、オープンクエスチョンで尋ねる
- ・詰問になってしまわないよう気をつけ、無理に聞き出さない
- ・こどもの前で保護者批判はせず、痛かったね、つらかったねと子どもに共感することばを掛ける
- ・こどもからSOS が出せるように「困ったことがあれば言ってね」と繰り返し伝えておく

保護者への対応のポイント！

- ・虐待の疑いに気づいても、保護者を責めるような発言は避け、悩みや子育ての難しさについて、共感し、保護者のできていること、頑張っていることにも目を向け伝える
- ・理解したい、しっかり支援していきたいという姿勢でかかわる
保護者から子育てのむずかしさの相談があった場合は「よく話してくれましたね」「どうしたらいいか一緒に考えていきましょう」と伝える。適度な距離感での支援を。

つなぐこと ～区こども家庭支援室への相談後の動き～

区こども家庭支援室やこども家庭センターが主として対応していきます、
こどもサポーターは、調査への協力や、地域における見守り・支援をお願いします。

* 調査の結果や、その後の対応についての情報提供がない場合もありますがご理解ください。その場合においても引き続き見守り、気になることがあればご連絡ください

【こどもサポーターから区こども家庭支援室へ相談・通告】

⇒区子ども家庭支援室は子どもサポーターからの情報と、区が持っている情報、関係機関からの情報を総合的にみて、重症度や緊急度を判断する（受理会議）

48時間以内にこどもの安全確認を行う（所属があれば所属で行うことが多い）

要保護児童対策地域協議会の一員として、関係機関が情報共有しながら対応

①疑いや中軽度の場合など、すぐにこどもの保護が不要と判断した場合

在宅のまま支援を行う（相談のあったほとんどのケース）

地域で引き続き、そのこどもや保護者に変わったことがないか注意深く観察してもらう

定期的な情報提供のほか、虐待を疑わせる状況があればすぐに区こども家庭支援室へ連絡をもらうよう依頼

②命に関わる可能性がある場合や、こどもが助けを求めている場合

区からこども家庭センターへ送致し、こども家庭センターで受理会議を行い、対応を検討、判断する

こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、保護者の意思に反して一時保護を行うことがある

その他、保護者へ指導し在宅のまま支援を続けることもある

* 一時保護となった場合でも、こども家庭センターによる親への指導や教育プログラムの実施、子育て環境の

調整やこどものケアの後、一時保護が解除され、ほとんどのこどもが親のところ、在宅へ戻ります

4. 見守ること（再発予防・支援）

在宅での支援においては、再発予防のため、区こども家庭支援室やこども家庭センターだけでなく、学校や保育所、児童館、民生委員やこどもサポーターなどが、連携し地域で見守りを継続します。

こどもサポーターは



- ・日頃の地域での活動や生活の中で、こども家庭支援室等が把握しきれない、普段のこどもや家庭の様子（重要な情報です）を把握することができる
- ・地域の子育て家庭とのつながりの中で、自然に声をかけ、相談に応じるなどの支援ができる

今までどおり、こどもサポーターの地域での活動において、学校や児童館、保育所、区役所等の関係機関と連携を図りながら、子育ての相談に応じるなど保護者の支援をお願いします。
そして、気になることや心配なことがあれば、区こども家庭支援室へ連絡をおねがいします。

地域の中には、様々なこども、保護者、家庭があります。

子育てが楽しいといきいきしている、一方で、子育てに不安をもっていたり、子育てが苦手だったり、人づきあいが苦手な孤立していたり、子ども自身の個性で育てにくく困っていたり、病気や仕事でこどものことまで気を配る余裕がなかったり。

♥ こどもや保護者の状況や思いを理解し、受けとめ、寄り添いながら、関係機関へつないだり、情報共有をしながら支援をお願いします

♥ こどもだけでなく保護者へも、「おはようございます、〇〇さん、今日は寒いですね、暖かそうな帽子ですね」と、笑顔で、名前を呼んで、関心を示していること・あなたを見ていますよのメッセージをこめて声をかけてみてください。〇〇ちゃんのお母さんとしてではなく、一人の人として尊重されていることが伝わり、良い関係づくりにつながると思います

